

社会福祉法人はるにれの里
知的障がい者援護施設
厚田はまなす園
厚田はまなす園へ



厚田はまなす園トップページ
社会福祉法人はるにれの里
トップページ

施設の紹介

NEWS・新着
催し物のご案内など

自閉症援助技術研究会
平成16年度事業活動計画書
寄付金配分事業完了のお知らせ

資料室

自閉症について

札幌市自閉症専門施設情報

リンク集

掲示板

喫茶「萌(もえ)」紹介

ふれあいきのこ村

石狩市知的障がい者
支援センター

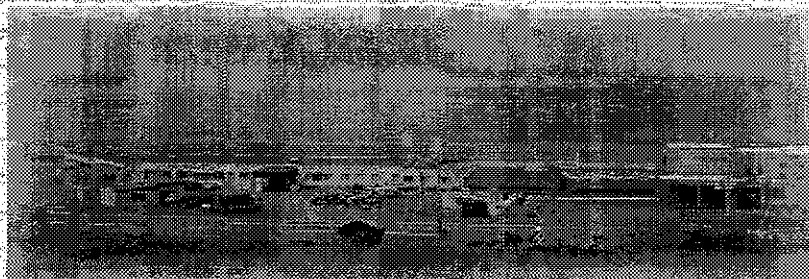
お問合せなどはこちら
メール: hamanasu@harunire.or.jp



Since 2003.10

社会福祉法人 はるにれの里
知的障がい者援護施設

厚田はまなす園



■■ おしらせ ■■

自閉症援助技術研究会・札幌自閉症児者親の会

■ 公開講座のおしらせ ■

平成17年1月30日開催・『自閉症支援ネットワークの構築』

※ 参加募集 締め切りました ※

ご寄稿文を掲載させていただきました (04/11/24 掲載)

● 『お母さん』と呼ばれて ●

● 厚田はまなす園では 看護師を募集しています ●

自閉症児者への支援に対してやる気のある職員募集中

社会福祉法人はるにれの里知的障がい者援護施設 厚田はまなす園

F067-5800 北海道厚田郡厚田村大字小谷袴33-1

電話: 0133-78-2666 FAX: 0133-78-2669

[メールでのお問い合わせなどはこちらへー メール: hamanasu@harunire.or.jp]

[厚田はまなす園トップページ] [社会福祉法人はるにれの里トップページ]

トップページへ

施設紹介

1.法人の沿革 / 2.事業 / 3.目的 / 4.権利尊重の指針

■1.法人の沿革 戻る

昭和61年 8月	社会福祉法人はるにれの里認可
昭和62年 3月	施設完成(RC 1,320,20㎡) 社会福祉事業開始届
4月	知的障がい者更生施設 厚田はまなす園開設(定員40名)
平成 元年12月	共同募金配分金による作業訓練棟完成 (W136.89㎡)
平成 4年 1月	中央競馬馬主社会福祉財団の助成によりマイクロバス購入
平成 6年10月	施設増設(増築・改修)工事着工
10月	地域生活援助事業開始 グループホーム厚田はまなす荘運営開始
平成 7年 4月	プレイルーム新築工事着工
7月	短期入所事業開始
7月	短期入所事業開始 通所部開設(定員7名)
8月	施設増設工事完成 増築・改修分(RC876.31㎡) プレイルーム(RS176.28㎡)
平成 8年10月	施設増設工事完成 増築・改修分(RC876.31㎡) プレイルーム(RS176.28㎡) 増設棟開設(入所定員40名→60名)
平成 9年 4月	通所定員増(7名→13名)
12月	日本小型自動車振興会の補助により地域交流ホーム開設
平成11年 4月	中央競馬馬主社会福祉財団の補助により自立生活訓練棟
平成11年10月	グループホーム 石狩はまなす荘(運営開始)
平成11年12月	強度行動障害特別加算事業認可
平成12年 5月	寄付金付郵便葉書等寄付金受配事業により地域交流ホームに 業務用パン焼き設備機器
平成12年12月	地域生活支援独自事業 パーソナルサポートセンターぽけっと試行運営開始

平成13年 4月	厚田はまなす園札幌西区分場開設(7名) 厚田はまなす園通所部定員変更(13名→19名)
平成14年 4月	石狩市知的障害者支援センター開設 通所授産ワークセンターポロレ(定員20名) ワークセンターポロレ花川分場(定員7名) デイサービスセンターあらいぶ(8名/1日)
平成14年 8月	札幌西区分場移転定員変更所属変更(定員7名→11名)
平成14年10月	グループホーム いるか(石狩) グループホームやすらぎ(厚田村聚富)運営開始
平成14年10月	グループホームたんぽぽの家(札幌市西区西野) グループホーム白樺(厚田村聚富)運営開始
平成14年11月	ワークセンターポロレ短期入所事業開始
平成15年 2月	通所授産施設ふれあいきのこ村開設
平成15年 4月	札幌手稲区分場運営開始(9名)
平成15年 4月	パーソナルサポートセンターぼけっと 指定障がい児・者居宅事業として運営開始 (独自事業も運営継続) 「サポートセンターあらいぶ」を指定知的障がい者デイサービスに変更

■2.事 業 戻る

- 知的障害者更生施設
厚田はまなす園の運営
(定員 入所60名・通所13名・分場8名)
- 知的障害者短期入所事業
ショート・ステイ
(定員2名)
- 知的障害者地域生活援助事業
グループホーム「厚田はまなす荘」の運営
(2ヶ所 定員8名)
- 強度行動障害特別加算事業(定員4名)

■3.目 的 戻る

1. 厚田はまなす園は自閉症者を初めとする重度の知的障害をもつ人達が人として当り前の暮らしを実現することをめざします。
2. 厚田はまなす園は入所者一人一人の生命の安全と健康を守ることを第一とします。
3. 厚田はまなす園は様々なハンディをもつ人達が互いに響きあうことにより成長し、共に生きることをめざします。
4. 厚田はまなす園は何よりも障害者が一人の人間として人格が尊重され、人権が保障されることをめざします。
5. 厚田はまなす園は個々のもっている障害が受容され、かつ様々な専門的療育が保障されることをめざします。
6. 厚田はまなす園は労働を初めとする様々な活動を通じて地域社会の一員としての役割を果たしつつ地域での自立生活をめざします。

■4.厚田はまなす園における権利尊重の指針 戻る

■個人の尊重をめざして

I. 基本的理念

厚田はまなす園職員は、日本国憲法第11条「基本的人権の享有」と国連決議「人権に関する世界宣言」「知的障がい者の権利宣言」「障がい者権利宣言」を理解し、援助者として倫理性の維持向上が専門職の責務であるだけでなく、利用者および社会全体の利益に密接に関連することを認識し、厚田はまなす園及び関連施設を利用する人たちの権利尊重の指針を次の理念のもとに定めます。

1. 人間尊重

私たちは、「人」としての基本的人権及び障がい者の諸権利を尊重し差別や偏見をなくし、個人の自主性、プライバシーなど個人を尊重する援助につとめます。

2. 共にあゆむ

私たちは、障がいのある人たちの、喜び、苦しみ、悩み、悲しみに共感し、かけがえのない同胞として、共に学び、共に成長し、共に生きる、健全な人間社会の形成につとめます。

3. 専門的援助

私たちは、利用者一人ひとりの行動特性(特に自閉症に関して)を理解し、適切な援助アプローチや専門的援助技術の研鑽につとめます。

4. 個別援助と自立援助

私たちは、利用者一人ひとりの「障がい」を認識し、その軽減と自立にむけて、個別援助を実践するとともに、可能な限り地域社会で生活するための、あらゆる努力と援助を続けます。

5. 快適生活の保障

私たちは、快適で豊かな生活を営める環境と条件を整え、地域社会への積極的な参加と交流をはかりながら、健康で明るく生き生きと生活できる援助につとめます。

II. 職員の行動基準

1. 基本姿勢

- 年齢、性別、思想、信条、及び障がいの相違にかかわらず、利用者の基本的人権を尊重すること。
- 利用者には誠実に対応し、その個性、趣味、嗜好、信念などを尊重すること。
- 利用者の立場にたって有効な援助を展開し、そのプログラムは可能な限り、社会的体験を重視したものを作成すること。
- 利用者の生活歴をよく知り、できる限り入所(通所)前の生活習慣を尊重すること。
- 金銭の使途、管理は、個人の貴重な財産であることを認識し、取扱いは適正かつ厳重に行うこと。
- 援助者としての自覚をもち、常に自己研鑽につとめること。

2. 利用者との関わり

- 利用者の話をよく聞き、要求や意見を誠実に受け止め、適切に明確に応えること。
- 利用者への呼びかけは敬称を基本とし、呼び捨てやあだ名では決して呼ばない。
- 必要以上の指示・命令あるいは禁止をしないこと。
- 身体的・精神的苦痛を伴う対応(体罰)をしないこと。
- ぞんざいな言葉や侮辱的言語を使わないこと。
- 職員に非があった時は率直に謝罪する。

3. プライバシーの尊重

- 居室に入る際はドアノックをし、同意を求めて入ること。
- 個人あての郵便物や小包は無断で開封せず直接本人に渡すこと。
- 私物の確認や点検は本人の同意を得て、できるだけ本人の立ち会いのもとで行う。
- 排泄、入浴等は同性介護を原則とし、プライバシーをできるだけ守ること。
- 見学者を案内する時はその場の状況に配慮する、あるいは本人の同意を得ること。
- 職員同士または他人に彼らの症状や障がいまたは失敗を利用者がいるいないにかかわらず興味本位で言ったりしないこと。

4. 自己決定と意思の尊重(利用者の権利)

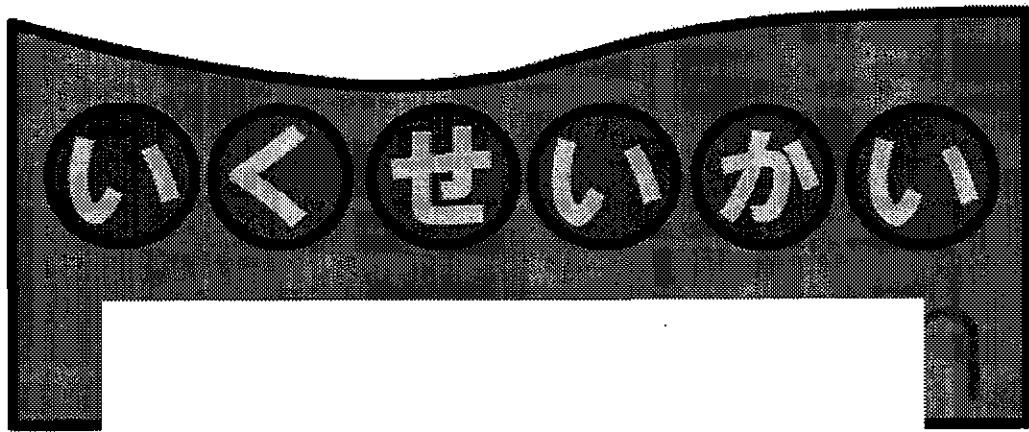
- 入所の際には本人及び家族に施設の生活について十分説明し、同意を得てから入所手続きをとること。
- 各種異動に関する決定には、できるだけ本人の意向を尊重すること。

- c. 言語で意思を表現できない人、あるいは能力によって意思の表現が困難な人には、本人の意思をしっかりと受け止め、できるかぎりの助言や援助をすること。
 - d. 選択・決定にあたっては関係情報をできるだけ多く提供すること。
 - e. 異性と交際することを尊重すること。
 - f. 行事や催事への参加はできる限り本人の意思を尊重すること。
 - g. 町への外出、旅行は本人の希望を尊重し、その機会を保障すること。
 - h. 物品の購入にはできるだけ本人が同行し、妥当な範囲内であれば本人の好みや希望を優先すること。
 - i. 本人の性格や能力を理由に、個々人の不満や意見を無視せず誠意をもって対応すること。
 - j. 本人が希望する場合には通信・連絡(手紙・電話)をすることを認め、またできるように援助すること。
 - k. 本人の希望や年齢、個性に応じた服装やおしゃれに配慮すること。
- この「権利尊重の指針」は利用者援助のモラルを示したものです。援助者としての職員はこの指針で必要十分とは考えず、常に利用者中心の援助のより望ましい在り方を追及し職員相互で点検、批判、検証するようにつとめます。この指針は必要に応じて改定します。



お問い合わせなどはこちらへ
メール: harunire@mse.biglobe.ne.jp

[トップページへ](#)



善成会



私達は、障害を有する方々のパートナーとして
 常にそのかたわらに寄り添い、願っています。



ムービーが動かない場合はこちら
 Flashplayeをダウンロードして下さい

Enter

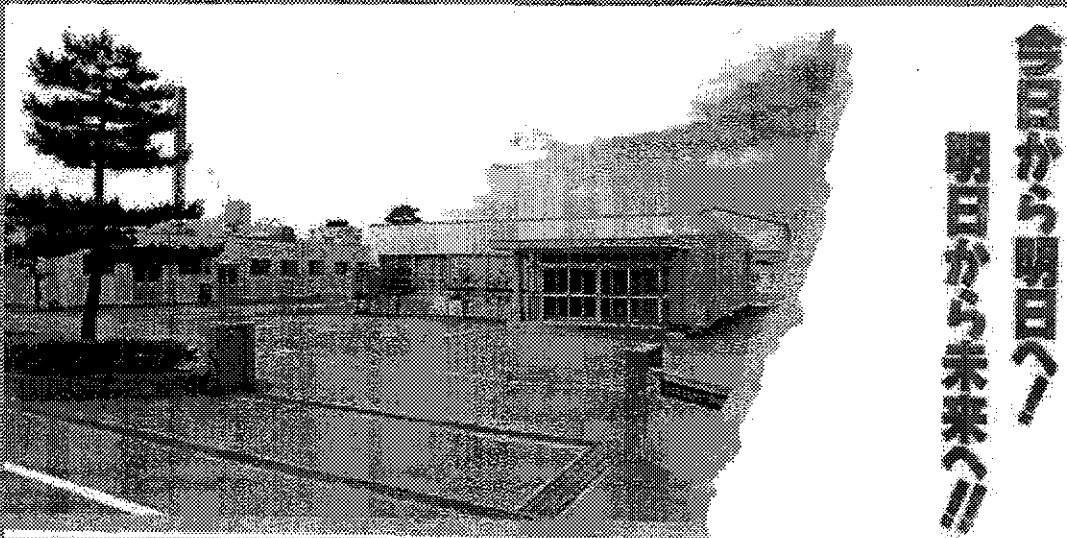
著作権・免責事項・リンクについて

あなたは 〇 三 〇 〇 〇 人目の訪問者です。

ホームページ

〒921-8636 石川県石川郡野々市町末松2丁目245番
TEL 076-248-2235 FAX 076-248-2236

随時見学受付中。連絡の上、ご来校下さい。



・【音声合成であいさつ】

・【訓練科目と主な内容及び定員】

・【寮及び近郊の略図】

身体障害者又は知的障害のある方が、各人の能力に適應する職種について基礎的な知識・技能を習得するための職業能力開発の施設です。

応募資格

1. 障害者の症状が固定している人。
2. 就職の意志が強い人
3. 日常生活が自立している人。

特典

1. 授業料は無料です。
(資格試験の受験料は自己負担)
2. 各種資格試験は当校で受験できます。

応募手続き

最寄りの公共職業安定所にご相談下さい。(必要な書類も用意してあります)
当校においても訓練の見学や相談を行っていますので、ご来校下さい。

1. 必要書類

- (1)入校願書
- (2)健康診断書(当校指定様式)
- (3)写真(脱帽した上半身を6か月以内に撮影、縦3cm×横2.5cm)
を願書に貼付、他に3枚
- (4)新規卒者は、学業成績証明書又は、職業相談票(乙)
- (5)その他、校長が必要と認める書類

2. 提出先 最寄りの公共職業安定所

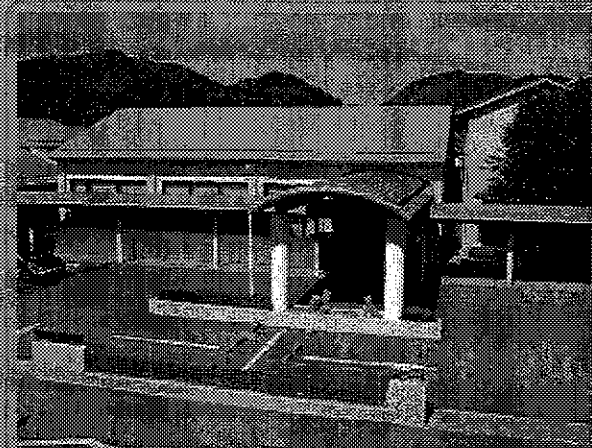
3. 募集期間 9月1日から翌年3月中旬

(但し、入校選考の結果募集人員に達した場合は、その時点で締切)

syonou@po.incl.ne.jp

<http://www.normanet.ne.jp/~ww101566/index.html>

伊豆医療福祉センター



平成16年4月より伊豆医療福祉センターは、
肢体不自由児施設から重症心身障害児施設へ
変わりました。
今後ともよろしくお願いいたします。

社会福祉法人 茨城県視覚障害者協会受託

視覚障害者福祉センター

茨城県立 点字図書館

視覚障害者福祉センターと点字図書館は、身体障害者福祉法に基づき、視覚障害者の更生を援護し、視覚障害者に情報を提供して、福祉の向上をはかる施設です。

訪問者数 **005378**

>>>センターからのお知らせ<<<

- | | |
|-------------|--|
| 2005年1月11日 | ミュージアムパーク茨城県自然博物館で実施される「さわれる展示ハートフルミュージアム」についての情報を掲載しました。展示期間は平成17年1月15日(土)から1月30日(日)までとのことです。 |
| 2004年12月14日 | 平成16年の年末年始の休館について掲載しました。ご連絡いただいた日にち、および内容によっては、対応が平成17年1月4日(火)以降となる場合がありますことご了承下さい。 |
| 2004年11月29日 | ソーカー／京セラの通話専用携帯電話端末「ソーカーS」についての情報を掲載しました。 |
| 2004年10月14日 | 平成16年度障害者向けIT講習会受講者募集のお知らせを掲載しました。お問合せ・お申し込みは、茨城福祉工場内「障害者ITサポートセンター」までお願いします。 |
| 2004年8月6日 | 「視覚障害者に関するQ&A」のページを開設しました。学校での学習活動等にご利用下さい。 |

[お知らせの一覧へ移動](#)

[視覚障害者福祉センター](#)

[点字図書館](#)

[▶ 事業内容](#)

[▶ 利用の方法](#)

[▶ 施設の概要](#)

[▶ 業務の内容](#)

[▶ 視覚障害者に関するQ&A](#)

総合学習などで当センターに寄せられた質問をもとに、視覚障害者関連情報についてのQ&A集を作成しました。学校での学習活動等にご利用下さい。

▶ トピック ▶ 交通案内

▶ リンク集

茨城県立視覚障害者福祉センター/茨城県立点字図書館
〒310-0055 水戸市袴塚1-4-64
電話:029-221-0098 FAX:029-221-0234
メールは ibacenter@worknifty.jpまで

Copyright 茨城県立視覚障害者福祉センター/茨城県立点字図書館

このサイトはスタイルシートを使用しています

事業内容

茨城県立
視覚障害者福祉センター

◇点字・録音広報の発行

県や市町村から委託を受けて、点字、テープの広報をはじめ、視覚障害者のための様々な広報を発行しています。

◇点字情報ネットワーク

月曜日から金曜日まで新聞を要約して点字及び拡大文字にし、希望者に無料で配布しています。

◇茨城県ガイドセンター

県内の視覚障害者が、一人で他県に外出されるとき、外出先の都道府県等と連携して必要な付添者を紹介します。

◇相談窓口

視覚障害者の方々の生活に関する相談を常時受け付けています。プライバシーは厳守いたします。

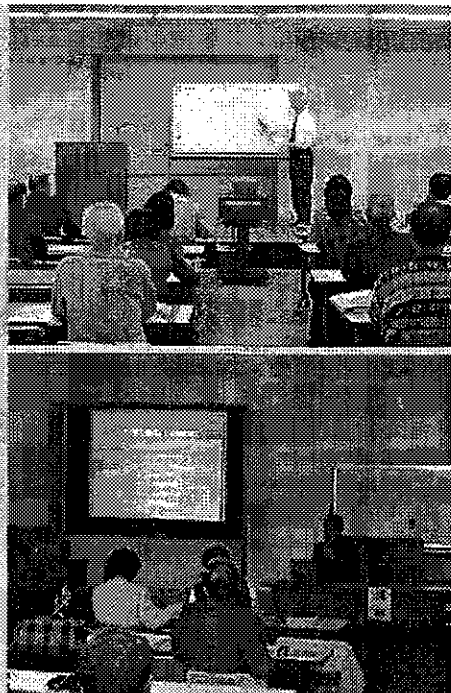
◇中途失明者緊急生活訓練

途中で失明され、日常生活に支障をきたしている方を対象に点字・歩行・生活等の訓練を行います。専門指導員が直接指導いたします。(「中途失明者緊急生活訓練事業実施要項」のページに移動)



◇点訳・音訳奉仕員の育成指導

点字図書や録音図書は、そのほとんどが点訳音訳ボランティアによって製作されています。市町村、地域の団体と連携して講習会を開き、点訳・音訳ボランティアの養成に努めています。



◇点字図書・録音図書の製作、貸出し

茨城県内にお住まいの視覚障害者を対象に、点字図書・録音図書の貸出しをしています。詳しくは以下のリンクをクリックしてください。(このページに戻るときには、ブラウザの「戻る」ボタンか、キーボードの「バックスペース」キーを押してください)

[点字図書館の「業務の内容」に移動](#)

[点字図書館の「利用の方法」に移動](#)

◇視覚障害者支援用具の購買斡旋販売

市町村から委託を受けて、市町村で給付する補装具(盲人用安全杖、点字器)および日常生活用具(テーブルコーダー、時計、電卓、視覚障害者用拡大読書器など)を販売しています。お問合せ、お申し込みは市の福祉事務所や町村役場の福祉課へお願いします。

その他、視覚障害者をサポートする様々な機器の相談斡旋販売も行っております。

施設の概要

茨城県立
視覚障害者福祉センター
点字図書館

1. 施設の名称

茨城県立視覚障害者福祉センター
茨城県立点字図書館

2. 所在地

〒310-0055
茨城県水戸市袴塚1丁目4番64号
電話: 029-221-0098
FAX: 029-221-0234



3. 設置主体

茨城県

4. 経営主体

社会福祉法人 茨城県視覚障害者協会

5. 開設年月日

昭和48年4月1日

6. 目的

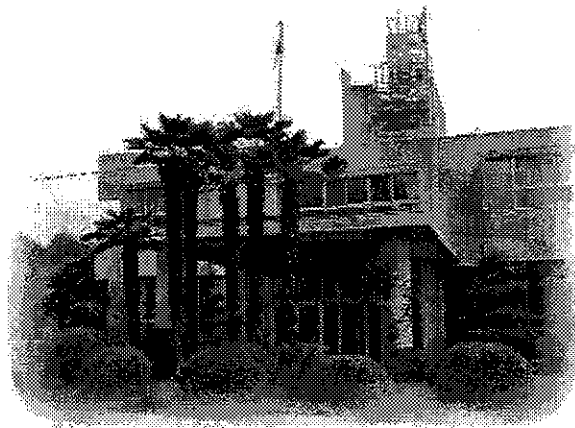
身体障害者福祉法第33条に基づいて、視覚障害者の更生を援護し福祉の向上をはかるため、社会福祉法人茨城県視覚障害者協会が茨城県から管理・運営を委託された施設である。

7. 施設の状況

敷地	663.93平方メートル
建物	501.66平方メートル
書庫	75.7平方メートル
閲覧室および会議室	95.4平方メートル
印刷発送室	44.6平方メートル
テープ発送室	34.7平方メートル
相談室	19.0平方メートル
生活訓練室	10.0平方メートル
研修室	27.0平方メートル
事務室	31.1平方メートル
その他	164.16平方メートル

茨城県立リハビリテーションセンター

茨城県立リハビリテーションセンターは、肢体不自由者更生施設及び身体障害者入所授産施設の二施設が併設された、身体障害者の総合訓練施設です。
 当センターの目的として、「からだに障害を持つ方々が、社会的、職業的に社会人として、また、家庭において自立生活できるよう各種のリハビリテーションを総合的に実施する。」いわゆる自立を目標とし



あなたは、人目のお客様です。

Update! 2005.1.18 更新



1.18更新

- センターの概要
 - 概要
 - 組織図
- センターの施設案内
 - 肢体不自由者更生施設
 - 身体障害者入所授産施設
 - 入所のご案内
- センターへの交通案内
- センターの訓練内容
 - 職能訓練
 - 機能訓練
 - 生活訓練
 - 授産作業
 - 健康管理
- センターの行事案内
- センター通信
- 他サイトへのリンク

茨城県立リハビリテーションセンター
 〒309-1703 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528-2
 TEL 0296-77-0626 FAX 0296-77-3745

このホームページに対するご意見・ご希望は、電子メールでお願いします。
 E-Mail: rehakun@maple.ocn.ne.jp

センターの概要

■ 目的

からだに障害をもつ人々が自らの潜在又は残存能力を可能な限り認識し、その能力を主体的に追求し、精神的・社会的・職業的に社会人として自立した生活ができるよう、各種のリハビリテーションを行っています。

■ 概要

設置主体	茨城県		
センター長	黒澤弘忠		
敷地面積	56,392m ²		
建物面積	13,853m ²		
施設	肢体不自由者更生施設	定員	100名(通所10名を含む)
	身体障害者入所授産施設	定員	50名

■ 沿革

昭和27年10月

茨城県立身体障害者更生相談所及び更生指導所が身体障害者福祉法に基づく施設(相談指導、収容保護訓練機関)として水戸市に設置された。

昭和40年度

施設の整備、充実について調査費が計上された。

昭和43年度

リハビリテーションセンター設置の基本計画が策定された。県農業試験場畑作経営部跡地(現在地 友部町)に年次計画により建築開始。

昭和44年5月

水戸市から現在地に移転

昭和45年度

新たに重度身体障害者更生援護施設を併設

昭和45年7月

名称を「茨城県立リハビリテーションセンター」に変更

昭和48年度

新たに重度身体障害者授産施設を併設

昭和48年6月

県立後保護指導所が廃止になり、その入所者をセンター授産施設に受け入れた。

平成12年月4月1日

身体障害者更生相談所が福祉相談センター(水戸市三の丸 旧県庁舎)へ移転

平成15年4月1日

社会福祉事業法の一部改正による支援費制度移行にともない、重度身体障害者更生援護施設を廃止、肢体不自由者更生施設と身体障害者入所授産施設の二施設となり、利用定員の変更を行った。

入所のご案内

● 入所要件

肢体不自由者更生施設は身体に障害をもつ18歳以上の方で、訓練効果が認められる方。また、授産施設にあつては作業能力と意欲のある方で、どちらも居住地の市町村で支援費支給決定を受けた方。

● 入所時期

随時入所することができます。

● 入所に関する相談

訓練内容に関することや入所の相談・見学を希望される方はあらかじめ電話で指導課(0296-77-0626 内線123)にお問い合わせ下さい。

● 入所の手続き

お住まいの市町村福祉担当課にご相談下さい。

● 入所の費用負担

本人または家族の収入の状況により、利用者負担がございますので、詳細につきましては、お住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせ下さい。

HOME

目次

[トップページ](#)

[各種様式集](#)

[リハビリテーションセンターのページ](#)

いわてリハビリテーションセンターの紹介や施設の概要です

[財団法人のページ](#)

財団法人いわてリハビリテーションセンターの概要です

[アクセス](#)

当センターまでの交通手段です

[情報誌「ななつもり」](#)

当センター発行の情報誌です

[English](#)

[リンク集](#)

関連団体へのリンクです

Iwate Rehabilitation Center

いわてリハビリテーションセンターのホームページへ

ようこそ！！



いわてリハビリテーションセンターのホームページへようこそ！！

あなたはこのホームページへの**26309**人目の訪問者です。

臨時理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士の募集について

↑
詳細はクリックしてください

正規職員(理学療法士)の募集について

↑
詳細はクリックしてください

更新状況 (Last Update)

2005. 1. 14 ・求人情報(臨時職員)を更新
・求人情報(正規職員)を公開

2004. 11. 24 ・求人情報を更新

センターの概要

特色

いわてリハビリテーションセンターは、岩手県におけるリハビリテーション医療の中核施設として、リハビリテーションを専門的に行う高度診療機能を持つとともに、医師や理学療法士、作業療法士、保健師・看護師等を対象としたリハビリテーションに関する教育・研修の実施、リハビリテーション医学を中心とする調査・研究、さらには、市町村等における地域リハビリテーション活動への支援の4つの機能を併せ持つ施設です。

施設の概要

設置主体	岩手県
運営主体	財団法人いわてリハビリテーションセンター
理事長	竹内 重徳(岩手県副知事)
施設長	高橋 明(センター長)
敷地面積	30,003.94平方メートル
延床面積	8,249.01平方メートル
構造規模	本館 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階 病棟 鉄筋コンクリート造 地上2階
病床数	100床(各階50床)
付帯施設	屋外訓練庭・築山・緑地公園・駐車場・駐輪場・職員宿舎

診療の概要

診療科目	リハビリテーション科、整形外科
診療時間	午前9時～午後5時
診療日	月曜日～金曜日(但し、祝日、年末年始を除く)
面会時間	正午～午後1時30分 午後6時～午後9時
紹介予約制	センターの診療は、原則として入院・外来とも医療機関からの紹介状が必要です。
施設見学	<ul style="list-style-type: none"> i. 原則として予約をお願いします。 ii. 予約は、電話、メール、FAXで随時受け付けております。総務課へご連絡願います。 iii. 一般的な見学コースは、ビデオ紹介、理学療法・作業

療法の訓練、病棟などで1時間程度です。

岩手県リハビリテーション支援センターとして

平成11年度岩手県リハビリテーション協議会で承認され、当センターは「岩手県リハビリテーション支援センター」として指定されました。

岩手県リハビリテーション支援センターに求められる機能は次のとおりです。

1. リハビリテーションに関わる専門職員（医師、保健師、看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等を対象とした研修や、地域リハビリテーション実施体制等の調査研究。
2. 広域支援センター等に対する人的支援、専門的技術に係る助言指導。
3. 各圏域毎に指定された広域支援センターからなる連絡協議会の設置・運営
4. リハビリテーションに関するデータバンクとしての役割と、医療施設、関係団体等への積極的な情報提供と関係機関相互の連絡調整